

掛川市規則第28号

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年9月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市児童福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1 Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）」に改める。

別表第4 第1の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」を「中国残留邦人等支援法」に改め、同表備考2 (1)を次のように改める。

- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に入所児童を扶養しているものの世帯

別表第4 備考2 (2)イ中「昭和48年9月27日厚生省発児第156号」を「昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。